

【EU】環境犯罪指令の全部改正

海外立法情報課 田村 祐子

* 2024年4月、環境保護対策の強化を目的として、従前の指令を全部改正し、環境に関連する犯罪となり得る行為が拡大され、罰則及び罰金の最低限の基準が設けられた。

1 背景と経緯

環境犯罪 (environmental crime) とは、一般に、野生生物に対する犯罪や廃棄物の違法な輸送及び投棄、有害物質の違法取引など、環境に関連する犯罪行為をいう¹。環境犯罪は、環境、人の健康及び経済に損害を与えるだけでなく、組織犯罪グループに有利なものとなっている²。そのため、EUではこれまで、2008年制定の「刑法を通じた環境保護に関する指令」³ (以下「2008年指令」) によって、環境犯罪に当たる犯罪行為を定め、当該行為を処罰するために必要な措置を講ずる義務を各加盟国に課してきた。しかし、その後、環境犯罪の訴追及び有罪判決件数の少ないことや、罰則が軽いため犯罪抑止力となっていないこと等、2008年指令が十分な効果を上げていない事実が明らかになった⁴。そこで、2021年12月15日、2008年指令を全部改正する指令案 (COM(2021)851) が提案された。同指令案は、2023年11月16日、欧州議会及びEU理事会の間で合意に至り⁵、2024年4月11日、「刑法を通じた環境保護に関する並びに指令 2008/99/EC 及び指令 2009/123/EC [船舶起因の海洋環境汚染に関する指令] を全部改正する 2024年4月11日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2024/1203」⁶ (以下「2024年指令」) として制定された。同指令は、全30か条から成り、同年5月20日に施行された。加盟国は、2026年5月21日までに、2024年指令を国内法化する必要がある (第28条)⁷。

2 2024年指令の主な内容

(1) 犯罪となり得る行為の拡大 (第3条)

2008年指令では、9項目を犯罪行為と規定していたが、2024年指令により、犯罪となり得る行為が追加され、合計で20項目が定められた (第3条第2項)。具体的には、次の(a)~(t)の行

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年3月11日である。 [] 内は筆者の補記である。

¹ European Commission, “Environmental Crime Directive.” <https://environment.ec.europa.eu/law-and-governance/environmental-compliance-assurance/environmental-crime-directive_en>

² 環境犯罪は、利益が出やすく摘発等が困難なことから、麻薬取引、人身取引、偽造品 [の販売] (counterfeit) に次ぐ第4位の組織犯罪グループの資金源となっている。 *ibid.*; European Commission, “European Green Deal: Strengthening EU law to combat environmental crime,” 15.12.2021. <<https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/attachment/870651/Factsheet%20Environmental%20Crime.pdf>>

³ Directive 2008/99/EC, OJ L328, p.28, 6.12.2008. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2008/99/oj>>

⁴ European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the protection of the environment through criminal law and replacing Directive 2008/99/EC,” COM (2021) 851, 15.12.2021, p.1. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52021PC0851>>

⁵ Council of the European Union, “Environmental crime: Council and European Parliament reach provisional agreement on new EU law,” 16.11.2023. <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/11/16/environmental-crime-council-and-european-parliament-reach-provisional-agreement-on-new-eu-law/>>

⁶ Directive (EU) 2024/1203 of the European Parliament and of the Council of 11 April 2024 on the protection of the environment through criminal law and replacing Directives 2008/99/EC and 2009/123/EC, OJ L, 2024/1203, 30.4.2024, <<http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1203/oj>>

⁷ 以下、特に断りがない限り、条名は2024年指令のものである。

為⁸が違法⁹であり、かつ、故意に行われた場合、犯罪とされる。(a) 人の死亡若しくは重傷、大気の質、土壌の質、水質又は動植物に相当な悪影響を引き起こす¹⁰量の物質、エネルギー等を大気、土壌又は水中へ排出等すること、(b) 一定の条件の下、(a)の排出等が生じ得る製品の上市、(c) アスベスト、ヒ素化合物等の製造、使用等、(d) 規制要件に従わない水銀の製造、使用、輸出入等、(e) 環境影響評価の対象となる建設工事や鉱物資源の採取等を管轄当局の許可なく実施すること、(f) 廃棄物の収集、運搬、処理等、(g) 国境を越えた廃棄物の輸送、(h) 規制要件に従わない船舶のリサイクル、(i) 水質悪化や海洋環境への悪影響を引き起こす、船舶による汚染物質の排出、(j) 危険な活動が行われる施設又はホルムアルデヒド、硫化水素等の貯蔵・使用施設の操業、(k) 海洋の石油・ガス施設の建設、操業、撤去、(l) 放射性物質の製造、使用、貯蔵、輸出入等、(m) 湖、河川等の状態又は地下水量に相当な悪影響を与え得る、地表水又は地下水のくみ上げ、(n) 特定の野生動植物の殺生、保持等、(o) 当該動植物の取引等、(p) 森林破壊に関わる木材、ゴム等の上市、輸出、(q) 保護地域における動植物の生息地の重大な破壊を引き起こす行為、(r) 侵略的外来種の持込み、繁殖等、(s) オゾン層破壊物質の製造、輸出入、使用等、(t) フッ素系温室効果ガスを含む製品・機器の製造、輸出入、使用等。また、(e)、(h)、(r)(i)¹¹以外の行為が違法であり、かつ、重大な過失により行われた場合も犯罪とされる(同条第4項)。

(2) 罰則の基準設定(第5条、第7条)

2008年指令は、環境犯罪を処罰するために必要な措置を講ずる義務を加盟国に課していたが、具体的な刑期や罰金の額などは定めていなかった。2024年指令は、自然人に対する拘禁刑の刑期の上限を、①故意に環境汚染に関わる犯罪¹²を行い人を死亡させた場合は10年以上、②第3条第2項に定める犯罪が、生態系や大気等の質に不可逆的な又は長期にわたって広範囲かつ相当な悪影響を引き起こした場合は8年以上、③重大な過失により環境汚染に関わる犯罪¹³を行い人を死亡させた場合及び第3条第2項に定める犯罪のうち④(後述)以外の行為¹⁴を行った場合は5年以上、④生物多様性と水資源に関する犯罪¹⁵を行った場合は3年以上と定めた(第5条)。また、法人に対しては、罰金の最高額の下限を、生物多様性と水資源に関する犯罪を行った場合は2400万ユーロ¹⁶又は全世界売上高の3%、その他の第3条第2項に定める犯罪を行った場合は4000万ユーロ又は全世界売上高の5%とした(第7条第3項)。さらに、法人が②に該当する場合は、第7条第3項に定める刑罰よりも重い刑罰を科すこととした(同条第4項)。

加盟国は、自然人と法人に対して、原状回復義務や入札等からの排除、犯した犯罪及び科された刑罰の公表等の制裁を科すこともできる(第5条第3項、第7条第2項)。

⁸ 下線を付した項目が、今回の改正により新たに追加された項目である。

⁹ 違法(unlawful)となるのは、EU運営条約第191条第1項に定めるEUの環境政策の目的達成に寄与するEU法に違反した場合等である(2024年指令前文(9)、第3条第1項)。

¹⁰ 以下、(b),(c),(d),(e),(f),(j),(k),(l),(r)の各項目には同様の文言が入る。また、そのおそれがある場合を含む。ただし、(e)は、「人の死亡若しくは重傷」を引き起こすという条件を含まず、(f)は、上記の場合とは別に、廃棄物が有害廃棄物でその量が無視できない場合も犯罪となり得る。

¹¹ (r)(i)は、侵略的外来種の持込み、繁殖等の行為のうち、侵略的外来種の拡散防止等を規定する規則(Regulation (EU) No1143/2014)の定める制限に違反するものをいう。

¹² (a)-(d),(f),(j),(k),(l),(r)の各項目にいう行為が違法であり、故意に行われた場合が該当する。なお、犯罪類型の呼称については以下の文献を参照した。Ricardo Pereira, "A Critical Evaluation of the New EU Environmental Crime Directive 2024/1203," p.160. <https://eucrim.eu/media/issue/pdf/eucrim_issue_2024-02.pdf#page=80>

¹³ (a)-(d),(f),(j),(k),(l)の各項目にいう行為が違法であり、重大な過失により行われた場合が該当する。

¹⁴ (a)-(l),(p),(s),(t)の各項目にいう行為が違法であり、故意に行われた場合が該当する。

¹⁵ (m),(n),(o),(q),(r)の各項目にいう行為が違法であり、故意に行われた場合が該当する。

¹⁶ 1ユーロは約162円(令和7年3月分報告省令レート)。